

2023年2月9日
全国港湾 22 発第50号

四役・中央執行委員
各 単組委員長 殿
各地区港湾議長(委員長)

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 真 島 勝 重



第 15 回中央委員会の経過と決定に伴う、23 春闘の当面の取り組みに関する指示

全国港湾第 15 回中央委員会の経過概要を報告するとともに、その決定に伴う 23 春闘の当面の取り組みについて、下記の通り指示する。

各単組・地区港湾は、本指示に基づき当面の取り組みの促進を図られたい。

記

1. 第 15 回中央委員会の経過概要と決定事項について

- (1) 全国港湾は、2 月 7～9 日にシーパレス日港福において第 15 回中央委員会を開催した。本中央委員会は、コロナ禍に対応するため、中央執行委員、本部役職員、及び、単組・地区選出中央委員に限った参加とし、25 力所の各地区・職場とはリモート視聴できる措置を行い開催した。
- (2) 中央委員会は、鈴木(誠)副委員長の開会挨拶の後、議長団に古澤隼実中央委員(日港労連)と林義貴中央委員(全倉運)を選任し、中央委員 44 名全員が参加し、中央委員会が成立していることを確認のうえ、第一号議案：22 秋年末闘争主な取り組み経過(案)、第二号議案：23 春闘方針(案)、及び 23 春闘要求(案)について審議した。
- (3) 中央委員会の冒頭に、開会あいさつに立った真島中央執行委員長は、23 春闘のたたかう方針が確立できるよう、自らの決意とともに、要旨次の点を強調した。
 - ① 23 春闘は大幅賃上げが第一の課題であり、そのためにユーザーに適正料金確保の理解を求め、料金確保は勿論のこと不合理な商慣習は正し、このことは魅力ある港湾労働確立のための取り組みとしても不可欠である。
 - ② そのためには、企業内で交渉を進めるだけでは前進しない。それは、企業間競争の中で労働力の安売りに収斂していくことであり、産別運動の強化こそ求められる。全国港湾結成 50 年の歴史は、このことを証明している。
 - ③ 仲間の安全を確保する問題は、労働組合の一義的使命であるが、戦争は港湾を兵站基地にすることであり、これを止めることが仲間の究極の安全を確保するものである。
- (4) 第一号議案、第二号議案、この間の職場討論などを踏まえて一部修正を行った 23 春闘要求の提案に対し、9 人の中央委員から、提案に賛成の立場から質疑が行われ

た。多くの意見が、提案を支持する立場から、大幅賃上げ、石炭荷役に係る雇用問題、料金確保のための運動の強化、お手伝い特例を許さない運動、港運労使の意見や物流の現状を無視する港湾開発、産別運動の前進を図る運動促進など、現場の切実な要求を反映するものであった。

(5) 以上のような討議を踏まえ、真島中央執行委員長が総括答弁を行い、討論を締めくくった。総括答弁では、日本貿易の99%を担う労働者の団結と組織の拡大、大幅賃上げのために全力を傾注すること、ユーザーの利益還元を求める取り組みを強化することが強調され、港湾産別のさらなる発展が呼びかけられた。

(6) これをふまえ、第一号議案、第二号議案、並びに23春闘要求(一部修正)は、満場一致で採択され、港湾産別のたたかう方針を確執した。

閉会にあたり、遠藤副委員長が挨拶し、みんなで決めたたたかう方針を団結をもって推進することが呼びかけられ、第15回中央委員会は、真島中央執行委員長の発声による団結ガンバローの三唱で閉じた。

2. 第15回中央委員会において、中央執行委員会で検討すべく提起され他事項について、第6回中央執行委員会は以下の通り確認した。

(1) ユーザーの利益還元、政府施策の推進にかかわって、中小企業庁にも申し入れを取り組むことについては、書記局にて、そのルートを探り、申し入れを取り組むこととする。

(2) 5.9協定の改定に伴う、必要原資の確保、とりわけ中小事業者の手出しとならないような措置と取り組みを強化することについては、23春闘要求、行政・申し入れ行動の中で強調していくとともに、中央団交に際しても大きな争点として交渉を進めることとする。

(3) お手伝い特例に関するパブリックコメントの募集が行われていることについて

① 国土交通省は、2月7日から3月8日の間に「お手伝い特例」に対するパブリックコメントを募集している。

② 全国港湾として、これに反対する立場から、単組・地区港湾・職場支部(分会)、港湾労働者の現場の懸念・不安をコメントとして集中する取り組みを行う。

③ 具体的には、取り組み方法も含め、別途指示していくこととする。

(4) 23年度予算にかかわる公聴会に対して、当該地区において反対集会を取り組みことについて

① 国会は、2月10日に新潟市と福岡市において、23年度予算に関する公聴会を開催することを決定した。

② 港湾の軍事利用を含む軍事予算の拡大に対する港湾労働者の姿勢を明確に示し、抗議するために全国港湾本部も含めた現地行動への参加を検討した。しかし、反対集会が地元の労働組合などが主催するもので、その趣旨に賛同はするものの、中執の検討日(8日)の明後日の開催ということもあり現地調整が間に合わないことや、かえって混乱することも想定されることから、今回は見送ることとした。

- ③ ただし、全国港湾として、この取り組みへの賛同の意思は明確であることを再確認し、「港湾を兵站基地にしない」との立場で運動を進めることとした。
- (5) 大阪万博にかかわって、物流が阻害され、港湾労働者の雇用不安・事業者の事業基盤への悪影響に対する取り組みについて
- ① 港湾運送・港湾労働への影響に顧慮することなく、一方的に万博準備を進める当局の強引なやり方への抗議と職場と港運を守る立場から、取り組みの強化を図る。これは、港湾の再開発を進める他の港でも同様のことが起こりうるとも考えられる。
- ② したがって、大港労協とも連携し、具体的な取り組みにあたっては全国港湾として可能な限りの取り組み強化を図っていく。
- ③ また、大港労協が企画する3月2日の早朝集会にも参加し、23 春闘への決起とともに、大阪万博に伴う課題について全国港湾も産別課題と認識し行動していくことを共有することとする。
- (6) 石綿対策会議の開催要請については、3月8日(水)09:00~10:00の予定で開催することとした。
- (7) 直接的な意味での中央委員会での付託事項ではないが、中央委員会での23 春闘方針に係る課題として、第6回中央執行委員会は、次のことを確認した。
- ① 中央行動での、行政申し入れについては、2月13日に素案集約を行い、15日の執行委員会で原案として承認を得て、17日に地区に送付できるよう準備する。
- ② 23 春闘要求は、討議の中での修正点を踏まえて成案し、2月9日には、中執各位に届くように準備し、10~13日を検討期間とし、要求提出日(15日)に間に合わせるよう措置する。同様に、要求趣旨説明書については、13日にも中執各位に検討いただけるよう準備する。
- ③ 名古屋港NCUTのT2バースについて、2月24日に視察を行うことを確認し、視察は、松永・岡部両中執及び、高島書記次長が行うこととした。
- ④ 消防庁との協議・意見交換について、しばらく時間が経過していることを踏まえ、23 春闘中にも、協議の場を設けることとした。
- ⑤ フェリー協定の改定の年度にあたっていることに際し、横須賀新港へのフェリー就航の問題で、22 春闘合意での四者協議や事業の棲み分けの協議が進展しない中では、基金の協議には応じられないことを共通認識として取り組むこととした。
- ⑥ 「港を兵站基地にするな」の要求にかかわって、労調法手続きに入るか否かの検討について、事態の進展にもよるが、少なくとも行動となる場合は、手続き申請の決意に変わりはないことを確認した。
- ⑦ 中央港湾団交の日程について、ホテルの確保が困難な状況があるため、可能な限り事前に日程を抑えることを事務局間で調整することとした。

3. 第15回中央委員会の決定(23 春闘方針)にもとづく、当面の取り組み指示

(1) 各単組次の取り組みを行うこと。

- ① 各単組は、遅くとも2月末までに23 春闘要求を提出すること。

② 各単組は、2月末までに23春闘要求実現に向けた産別スト権確認投票を行い、全国港湾中央闘争委員会に委譲する手続きを終えること。

③ 全国港湾は、各単組の産別要求実現のスト権委譲を確認した後、常任中央執行委員会を戦術会議とし、中央執行委員会を中央闘争委員会として機関運営を行うこととする。

(2) 各地区港湾は、2月末までに討論集会、臨時大会などを行い、23春闘の意思統一と体制確立を行うこと。各単組は、地区港湾の取り組みの成功のための縦指示を取り組むこと。なお、要請がある場合は、中央執行委員会としてオルグ派遣を積極的に準備取り組むこととする。

(3) 中央・地区の統一行動について

① 各地区港湾は、2月20日(月)～3月3日(金)を地区統一行動とし、港頭地区宣動、産別協定・法令順守キャンペーン行動、及び、地区行政交渉、地区港運協会交渉を積極的に取り組むこと。なお、各単組は、地区港湾の行動の成功のための縦指示に取り組むこと。

② 具体的な行動内容については、地区港湾議長(委員長)に委ねることとするが、地区独自要求も掲げ積極的な取り組みを要請する。また、この間に決起集会を開催する場合も、全国港湾として、要請があればオルグ派遣を行うこととする。

③ なお、各地区港湾は、行動計画や行動結果について、全国港湾書記局に報告されたい。

④ 中央行動は、3月8日(水)～9日(木)とするので、各単組・地区港湾は、日程の確保を行うこと。規模は、中央執行委員・本部役職員・地区港湾代表1名を検討しており、具体的には、実行委員会での企画が整い次第、別途指示する。

4. 23春闘財政の確立について

(1) 23春闘財政確立のために、組合員一人500円のカンパを取り組み、春闘の取り組み如何によっては、第二次カンパを取り組むこととし、その場合は、中央闘争委員会で判断・決定する。

(2) 全国港湾財政部より請求書を送付するので、各単組・地区港湾は、組合員一人500円のカンパを取り組み納入すること。

以上